一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十五号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―四号高石南海東側二号線
三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十二号南部大阪都市計画道路事業七・六・二百二十五―五号高石南海西側一号線
三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十四号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―六号高石南海西側二号線
三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十六号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―七号高石南海西側三号線
三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十七号南部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十五―一号高石南海分岐一号線
三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十一号

平成十七年中国地方整備局告示第五十四号により定めた吉井川水系吉井川及び金剛川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び岡山河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

中国地方整備局長　福田　功

○中国地方整備局告示第五十二号

平成十七年中国地方整備局告示第五十九号により定めた旭川水系旭川及び百間川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び岡山河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

中国地方整備局長　福田　功

○中国地方整備局告示第五十三号

平成十七年中国地方整備局告示第五十九号により定めた旭川水系旭川及び百間川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び岡山河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

中国地方整備局長　福田　功

○中国地方整備局告示第五十四号

平成十七年中国地方整備局告示第六十号により定めた高梁川水系高梁川及び小田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び岡山河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

中国地方整備局長　福田　功

○九州地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

九州地方整備局長　岡本　博

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三号及び二百十九号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県八代郡氷川町今字田中一二八番地内	前	一三・二〇～一五・九〇メートル	〇・〇〇八キロメートル
	後	一三・二〇～二二・八〇メートル	〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所